



ビーマック会計ニュース



免税事業者からの仕入税額控除割合の変更について

インボイス制度の導入に伴い、これまでは免税事業者からの課税仕入れについて 8 割の控除割合が認められていました。これが令和 8 年 10 月 1 日から 7 割に下がります。

これまでの消費税率改正と同じように、改正日の前後の取引には注意が必要です。

ちなみに新たに 7 割を適用するのは、支払日ではなく、「課税仕入れを行った日」になります。

① 商品の購入では

商品の仕入れや固定資産の購入などの資産の譲受けは、引渡しがあった日が課税仕入れ日です。支払いが 10 月でも、引渡しが 9 月 30 日以前であれば、8 割控除の対象です。

② 役務の提供では

サービスなどの役務提供は、契約した役務の全部が完了した日が課税仕入れ日です。9 月から始まって 10 月中に完了した業務は、10 月が課税仕入れ日で 7 割控除です。

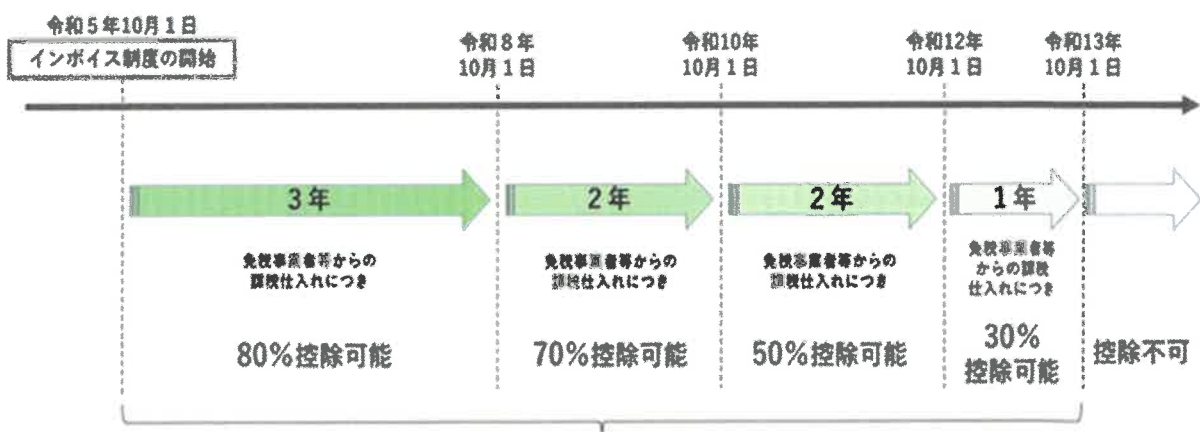
9 月と 10 月の各々の日数按分で控除割合を区分けする必要はありません。

③ 注意が必要なのは、締日処理をしているケース

請求書の締日が月末の場合では、9 月分の請求書は 10 月以降の支払でも 8 割控除で処理します。

問題なのは、15 日締めや 20 日締めのケースで、10 月締めの請求書に 9 月中の引渡しや役務の完了のものが含まれていると 8 割控除の対象で、区分けが必要です。

9 月から 10 月にかけては、経理部門以外にも、仕入れ担当者などに実際の取引日や完了日の確認が大切とお知らせしておきましょう。



この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記原請求書等と同等の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（「80%控除」、「7・5・3割控除」を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

（参照：国税庁 HP より）

（文責 社員税理士 大和田利明）

所得税徴収高計算書（源泉税納付書）の様式が変わります

令和 8 年 9 月下旬から、税務署の窓口で配布される「所得税徴収高計算書（源泉税納付書）」の様式が変わる予定です。給与や退職金、報酬等の源泉所得税について納付書を使用されている方は、事前に主な変更点を確認しておきましょう。

主な変更点は、次のとおりです。

- 「納期等の区分」欄等に元号の記載欄が追加
- 「徴収義務者」欄に郵便番号・フリガナの記載欄が追加
- 「整理番号（8 桁）」が「お問合わせ番号（13 桁）」に変更
- 二次元コードの追加（これを読み取っての納付は不可）

窓口配布用は単票式へ変更予定

税務署窓口配布用は、A4 サイズの単票式へ変更予定です。なお、年末調整時期に税務署から送付されるものは、現行の複写式となる予定です。

単票式を利用する際の主な留意点は、次のとおりです。

- 切り離さずに金融機関等へ提出すること
- 変更後の様式には「防衛特別所得税」の記載があるが、令和 8 年 12 月以前に生じた所得には防衛特別所得税が課されないため、その場合は「源泉所得税及び復興特別所得税」として取り扱うこと
- 同じ記載事項を何回も記載する必要がある（印字できるツールが国税庁ホームページに掲載予定）

※なお、現在使用されている「整理番号」欄のある従来様式の納付書は、当面の間、使用可能のようです。お手元にある納付書は、引き続き使用することができますので、ご安心下さい。

新様式は国税庁 HP でご確認ください。 (<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0026006-054.pdf>)